

2 財政指標の状況

(1) 自主財源比率、実質収支比率、経常収支比率及び財政力指数

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
自主財源比率	50.0%	50.2%
実質収支比率	6.6%	6.2%
経常収支比率	93.1%	91.6%
財政力指数	0.77	0.76
単年度	0.76	0.75

※ 地方財政状況調査（決算統計）によります。

[用語の解説]

自主財源比率

財源全体に占める自主財源の割合。自主財源は、地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入できる財源をいう。

実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支額の黒字、負数の場合は赤字を示す。

標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債（平成19年度決算から）を加算した額。

標準税収入額は、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

財政健全化法の制定により、一般会計等における法令に基づく指標が確立され、平成19年度決算から当該指標の算定に係る標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額が含まれることとなった。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいう。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

基準財政収入額は、普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入が一定の方法によって算定される。

基準財政需要額は、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに算出される。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政状況の悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行された。

この法律では、地方公共団体は、平成19年度決算から毎年度、実質的な赤字や第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標をいう。）」と、公営企業会計ごとの経営状況として、実質的な資金不足に係る指標「資金不足比率」を算定しなければならないと規定されている。

(単位 %)

区 分		令和6年度	令和7年度
実質赤字比率		—	—
連結実質赤字比率		—	—
実質公債費比率		2.3	2.0
将来負担比率		—	6.7
資金不足比率	水道事業会計	—	—
	下水道事業会計	—	—

[清須市に適用される基準数値]

健全化判断比率のうち、一つでも基準（「早期健全化基準」）以上となった場合、また、資金不足比率が基準（「経営健全化基準」）以上となった場合は、財政健全化計画又は経営健全化計画を定めなければならないと規定されている。

(単位 %)

区 分		清須市	国の市町村基準
実質赤字比率	早期健全化基準	12.57	11.25～15.00
	財政再生基準	20.00	20.00
連結実質赤字比率	早期健全化基準	17.57	16.25～20.00
	財政再生基準	30.00	30.00
実質公債費比率	早期健全化基準	25.0	25.0
	財政再生基準	35.0	35.0
将来負担比率	早期健全化基準	350.0	350.0
資金不足比率	経営健全化基準	20.0	20.0

[用語の解説]

一 般 会 計 等	一般会計と公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものをいう。
実 質 赤 字 比 率	地方公共団体財政健全化法に定められた指標の一つで、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。
連結実質赤字比率	地方公共団体財政健全化法に定められた指標の一つで、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率をいう。
実 質 公 債 費 比 率	地方公共団体財政健全化法に定められた指標の一つで、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率の過去3年間の平均値をいう。
将 来 負 担 比 率	地方公共団体財政健全化法に定められた指標の一つで、地方公社や損失補償を行っている第三セクターに係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率をいう。
資 金 不 足 比 率	地方公共団体財政健全化法で上記の四つの指標とともに定められており、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率をいう。
早 期 健 全 化 基 準	この基準数値以上となる地方公共団体は、自主再建する財政健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければならない。
経 営 健 全 化 基 準	公営企業を経営する地方公共団体であって、この基準数値以上となる地方公共団体は、自主再建する経営健全化団体となり、公営企業の経営健全化計画を定めなければならない。
財 政 再 生 基 準	この基準数値以上となる地方公共団体は、国の監督を受ける財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければならない。